

## VII. 世界遺産基金及び国際的援助

### VII.A 世界遺産基金

223. 世界遺産基金は、ユネスコ財政規則の規定に準拠して、条約により設立された信託基金である。基金の資金は、締約国が条約に拠出する分担金及び任意拠出金、および基金の規則によって認められるその他のあらゆる資金から成る。

世界遺産条約第 15 条参照

224. 基金の規約は、<http://whc.unesco.org/en/financialregulations> に掲載の文書 WHC/7 に示されている。（英語）

### VII.B. その他の技術的・財政的支援、パートナーシップ

225. 可能な範囲で、国際的援助のための追加的資金を他の資金源から調達するために世界遺産基金を運用する。

226. 委員会は、世界遺産一覧表記載資産のための国際的援助キャンペーンその他のユネスコプロジェクトのために世界遺産基金に対して支払われた拠出金は、条約の第 V 節に則り、かつ当該キャンペーン又はプロジェクトの実施のために作成される協議書に準拠して、受けつけ、運用することを決定した。

227. 締約国が、世界遺産基金に対する分担金の支払いに加えて、更なる条約支援を行うことを歓迎する。この任意の支援の方法としては、世界遺産基金に対する追加的拠出、又は、資産に対する直接的な財政的貢献、技術的貢献が考えられる。

世界遺産条約第 15(3) 条参照

228. 締約国は、世界遺産の保護を目的としてユネスコにより組織される国際的な募金運動に参加することが推奨される。

229. 世界遺産資産のためのキャンペーンその他のユネスコプロジェクトに対して、寄附を行うことを考える締約国等は、世界遺産基金を通じて寄附を行うよう推奨される。

230. 締約国は、世界遺産保全の努力を支援するための募金を目的とする国の財団又は団体及び講師の財団又は団体の設立を奨励することが推奨される。

世界遺産条約第 17 条参照

231. 事務局は、世界遺産保全のための財政的、技術的資源を活用するための支援を行う。そのため、事務局は世界遺産委員会の決定、指針及びユネスコ規則に準拠し

て、公共機関又は民間機関とのパートナーシップ関係を結ぶ。

232. 事務局は、世界遺産基金の利益となる外的資金調達の際の原則として、ユネスコ「包括的パートナーシップ戦略」を参照すること。この文書は、次のウェブアドレスで入手できる。<http://en.unesco.org/partnerhips>（英語）

「包括的パートナーシップ戦略」は”Separate strategies for engagement with individual categories of partners”を含む。決定 192 EX/5.INF

## VII.C 国際的援助

233. 条約は、締約国が自国の領域内に存在する、世界遺産一覧表に記載されている又は潜在的に記載されることが適当な文化遺産、自然遺産を保護するための国際的援助を提供する。国際的援助は、世界遺産資産及び暫定リスト掲載資産の保全管理について、十分な（人的、財政的）資源が国内では確保できない場合に、国による取組みと補完する補助的なものと位置づけられる。

世界遺産条約第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 19 条～第 26 条参照

234. 国際的援助は、*世界遺産条約*に基づいて設置された世界遺産基金を第一の資金源とする。委員会は、2 年ごとに国際的援助の予算の決定を行う。

*世界遺産条約*セクション IV

235. 世界遺産委員会は、締約国の要請に応じて、様々な国際的援助の調整と割り当てを行う。以下に、国際的援助の種類を、優先順に示す。詳細は早見表を参照。

決定 30 COM 14A 参照  
決定 36 COM 13.I 参照

- a) 緊急援助
- b) 保全及び管理に係る援助（研修・研究、技術協力、公開、教育に係る援助を統合）
- c) 準備援助

## VII.D 国際的援助の原則と優先順位

236. 国際的援助の供与は、危険にさらされている世界遺産一覧表に掲載されている思案を優先する。委員会は、世界遺産基金による援助の相当分が、危険にさらされている世界遺産一覧表記載資産に確実に割り当てられるようにするための特別予算枠を設けている。

世界遺産条約第 13 条第 1 項参照

237. 世界遺産基金に対する分担金又は任意拠出金の支払いに未払いがある締約国は、国際的援助を受けることができない。但し、緊急援助の要請についてはこの限りではない。

決定 13 COM XII.34 参照

238. 戦略目標を達成するため、委員会は、委員会の決定若しくは、定期報告書のフォローアップとして委員会が採択する地域別プログラムにおいて設定された優先順位に従い、国際的援助の供与を行う。(第 210 段落参照)。 決定 36 COM 13.1 参照
239. 上記第 236 段落から第 238 段落に概説した優先順位に加え、国際的援助供与に係る委員会決定は、以下の点についての考察のもとに採択される。 決定 26 COM 17.2, 26 COM 20 及び 26 COM 25.3 参照
- a) 当該援助が、触媒作用・相乗効果（「シードマネー」）により、他の資金源からの財政的技術的支援を引き出す可能性。
  - b) 当該国際的援助の要請が、以下の締約国によるものかどうか：
    - 国連経済社会理事会開発政策委員会の定義による後発開発途上国又は低所得国
    - 世界銀行の定義による低中所得国
    - 小島嶼開発途上国(SIDS)
    - 紛争終結国 決定 31 COM 18 B 参照
  - c) 世界遺産資産に対して講じるべき保護措置の緊急性。
  - d) 被援助国から当該活動に対する立法上のコミットメント、行政上のコミットメント、さらにできれば、財政上のコミットメントが得られるかどうか。
  - e) 当該活動が、委員会が決定した戦略目標の推進に及ぼす影響。 第 26 段落参照
  - f) 当該活動が、リアクティブモニタリングの過程及び/又は地域別定期的報告の分析を通じて特定された（援助）ニーズにどの程度応えているか。 決定 20 COM XII 参照
  - g) 当該活動が、科学的研究及び費用対効果の高い保全技術の開発という点において模範となるかどうか。
  - h) 当該活動の費用及び期待される効果。
  - i) 専門家のトレーニング及び一般市民への普及併発に関する教育効果。

240. 文化遺産と自然遺産の間の資源配分及び保全及び管理に係る援助と準備援助の間の資源配分についてバランスを保つ。この配分については、委員会が、定期的に見直しを行い決定する。但し、2年ごとの2年目については、議長もしくは世界遺産委員会がこれを行う。

国際的援助予算総額の65%を文化資産、35%を自然資産に充当する。

決定 31 COM 18B  
決定 36 COM 13.I  
決定 37 COM 12.II  
参照

## VII.E 早見表

決定 30 COM 13.13  
決定 36 COM 13.I

241.

国際的援助の種別	目的	予算の上限 (要請毎)	要請提出期限	承認機関
緊急援助	<p>本支援は、危険にさらされている世界遺産一覧表又は世界遺産一覧表に掲載されている資産で、重大な被害を受けている資産又は突然の予測されなかった現象により差し迫った危機に脅かされている資産の確実な危険又は潜在的危険に対処することを目的として要請できる。地盤沈下、広域火災、爆発、洪水、戦争などの人的災害が含まれる。本支援は、腐敗、汚染、浸食といった漸進的原因による被害及び悪化については対象としない。厳密に世界遺産資産に関係した緊急事態に対応するものである。(決定 28 COM 10B 2.c 参照)。必要な場合は、1カ国内に存在する複数の資産に対して利用される場合もある。(決定 6 EXT. COM 15.2 参照)。右に示した予算上限額は、世界遺産資産1件についてのものである。</p> <p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 資産を保護するための緊急的措置の実施</li> <li>(ii) 資産の緊急計画策定</li> </ul> <p>を目的として要請することができる。</p>	<p>US\$ 50,000 まで</p> <p>US\$ 50,001 から US\$75,000 まで</p> <p>US\$ 75,000 超</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>2月1日</p>	<p>世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p> <p>委員会</p>
準備援助	<p>本支援は、以下を目的として要請することができる(以下優先順位の高いものから)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 世界遺産一覧表への記載がふさわしい資産の国別暫定リストの作成、改定；諮問機関によるテーマ別研究のような、承認されたテーマ別研究において(世界遺産)一覧表上のギャップに対応すると認められたサイトを優先的に掲載することについて締約国のコミットメントが求められる。</li> <li>(ii) 同一の地政治文化的地域内における国別暫定リストの統合のための会議の開催</li> <li>(iii) 世界遺産一覧表推薦書の作成(基礎情報の収集、完全性、真正性を含めたOUVの証明可能性についてのスコーピングのための研究、諮問機関により策定されたギャップ分析における分析など推薦資産とその他の類似資産との比較を行う比較研究を含む)(付属資料5の3.2参照)。承認されたテーマ別研究において(世界遺産)一覧表上のギャップに対応すると認められたサイト及び/又は、特に世界遺産一覧表に掲載された遺産をもたない若しくは十分代表されていない締約国において、初期調査の結果更なる検討が正当化されているサイトを優先する。</li> </ul>	<p>US\$ 5,000 まで</p> <p>US\$ 5,001 から US\$ 30,000 まで</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>	<p>世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p>

国際的援助の種別	目的	予算の上限 (要請毎)	要請提出期限	承認機関
	<p>(iv) 世界遺産委員会で検討するための、保全及び管理に関する援助要請の作成</p> <p>自国の資産が世界遺産一覧表に記載されていない締約国又は一覧表に十分代表されていない締約国による申請が優先される。</p>			
<p>保全及び管理に係る援助 (研修、研究、技術協力、公開、教育に係る援助を統合)</p>	<p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 世界遺産の認定、モニタリング、保全、管理、保護に係る全レベルの一般職員及び専門職員の研修（集団研修中心）</li> <li>(ii) 世界遺産資産に資する科学的調査</li> <li>(iii) 世界遺産資産の保全、管理、公開に係る科学的課題及び技術的課題についての研究</li> </ul> <p>注: ユネスコにより行われている個々の研修コースへの要請は、事務局から入手可能な、標準の「フェロシップ申請」書式を用いて行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(iv) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のための専門家、技術者、経験者の派遣</li> <li>(v) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のために締約国が必要とする機材の供与</li> <li>(vi) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表記載資産の保全、管理、公開のために実施される活動への低利子融資、又は無利子融資。利子の長期返済も可。</li> </ul> <p>(vii) 地域的、国際的取組み（プログラム、活動、会議の開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-対象地域内の国において条約への関心を醸成することを支援する</li> <li>-条約の適用に対してより活発な参加を促進するため、条約の履行に関する困難な課題に対して普及啓発を行う。</li> <li>-経験を共有する機会を提供する</li> <li>-教育、広報、普及啓発計画及び活動（特に、世界遺産保全に有益な若者の参加がある場合）の共同実施を推進する。</li> </ul> <p>(viii) 国内的取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-条約をより知らしめるために開催される（特に若者の間での）会議又は、条約第 17 条に規定される世界遺産関連団体の設立のための会議</li> <li>-条約及び世界遺産一覧表の（特定の資産のためではなく）一般的な普及啓発活動のための、特に若者を対象とした、教材、広報材料（パンフレット、出版物、展示物、映画、マルチメディア等）の作成、検討。</li> </ul> <p>を目的として要請することができる。</p>	<p>(i)から(vi)について US\$ 5,000 まで</p> <p>US\$ 5,001 から US\$ 30,000 まで</p> <p>US\$ 3,000 超</p> <p>(vii)及び(viii)について US\$ 5,000 まで</p> <p>US\$ 5,001 から US\$ 10,000</p>	<p>(i)から(vi)について 随時</p> <p>随時</p> <p>2月1日</p> <p>(vii)及び(viii)について 随時</p> <p>随時</p>	<p>(i)から(vi)について 世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p> <p>委員会</p> <p>(vii)及び(viii)について 世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p>

## VII.F 手続き及び書式

242. 国際的援助の要請を提出する全ての締約国は、各要請の想起、計画、詳細検討に際して、事務局及び諮問機関と協議することが推奨される。締約国の活動を推進するため、参考となる国際的援助要請書の事例の提供も、要請により可能である。
243. 国際的援助の申請書式を、付属資料 8 に示す。(国際的援助の) 種別、融資規模、提出期限、および承認権限機関については VII.E 章の早見表にまとめて示した。
244. 要請は、英語又はフランス語により作成し、しかるべく署名を付した上で、締約国のユネスコ国内委員会、ユネスコ常駐代表及び/又は適切な政府機関(省庁)により下記住所に送致すること。

### UNESCO World Heritage Centre

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1276

Fax: +33 (0) 1 4568 5570

E-mail: wh-intassistance@unesco.org

245. 国際的援助要請は、締約国から電子メールで提出することができるが、正式な署名を付した原本を追って提出すること。または、世界遺産センターホームページ(<http://whc.unesco.org>)のオンライン書式から入力すること。
246. 申請書式中で要求されているすべての情報を提供することが大切である。適宜、必要に応じて、追加情報、報告書等によって要請書の補足を行っても良い。

## VII.G 国際的援助要請の審査及び承認

247. US\$5,000 を超える要請については、締約国による支援要請書に不備がなければ、事務局は、諮問機関の協力のもと、以下のとおり遅延なく各要請の処理を行う。
248. 文化遺産に関する国際的援助の要請の審査は、ICOMOS および ICCROM が行う (US\$5,000 以下の要請を除く)。

決定 13 COM XII.34  
決定 31COM 18B 参照

249. 複合遺産に関する国際的援助の要請の審査は、ICOMOS、ICCROM、および IUCN が行う（US\$5,000 以下の要請を除く）。 決定 31COM 18B 参照
250. 自然遺産に関する国際的援助の要請の審査は、IUCN が行う（US\$5,000 以下の要請を除く）。 決定 31COM 18B 参照
251. 諮問機関の審査基準の要点を付属資料 9 に示す。 決定 31COM 18B 参照
252. US\$5,000 を超える国際的援助の要請は、US\$75,000 以下の緊急支援を除き、世界遺産センター地域デスクの代表、諮問機関の代表、可能であれば世界遺産委員会議長、若しくは議長により任命された人物（オブザーバー権限）、から成るパネルにより審査を行う。パネルは、議長及び/若しくは委員会によるアクションがとられる前に、年 1 回ないし 2 回の会合をもつ。緊急援助については、随時、事務局に対して要請を提出することができ、次の会合において、議長又は委員会に提示され、諮問機関のコメントを経て、パネルの審議を経ずに決定を行う。 決定 30 COM 13.13  
決定 31COM 18B  
決定 36 COM 13.I 参照
253. 議長は、自らの出身国が提出した要請については、承認する権限をもたない。この場合は、委員会により審査が行われる。
254. US\$5,000 を超える準備援助若しくは保全及び管理に関する援助の要請書は 10 月 31 日以前に（10 月 31 日を含む）事務局に受理されていなければならない。不完全な書類は、11 月 30 日までに完全な書類が再提出されなかった場合、締約国に差し戻され、次のサイクルに提出しなければならない。完全な申請書は 1 月に開催される最初のパネルにおいて事務局と諮問機関の間で審議される。パネルが肯定的な提言/否定的な提言を行った申請は、議長/委員会での決定を得るために議長/委員会に提出される。最初のパネル後に修正された申請書について、2 回目のパネルが開催される場合は、少なくとも委員会の 8 週間前までに開催される。重大な修正のために差し戻された申請書は、（事務局で）受理された日にちに依じて、パネルで審査される。微細な修正のために差し戻され、再審査を必要としない申請書は、最初に審査が行われた年の年内に再提出しなければならない。さもなければ、次回のパネルに再提出される。提出の手順の詳細を示した図を付属資料 8 に示す。 決定 36 COM 13.I 参照

## VII.H 契約手続き

- 255.** ユネスコ及び関係締約国又はその代表は、ユネスコ規則に則り、又、承認された申請書にもともと記載されていたワークプランと予算内訳に基づいて、承認された国際的援助の実施に関する合意書を締結する。

## VII.I 国際的援助の評価及びフォローアップ

- 256.** 要請された国際的援助の実施状況に関して、モニタリング及び評価を、活動完了後 3 カ月以内に実施する。この評価結果は、諮問機関と事務局が協働して照合を行い、定期的に委員会による審査を受ける。
- 257.** 委員会は、国際的援助の実施、評価及びフォローアップを審査し、国際的援助の効果を評価するとともに優先順位の見直しを行う。